

青梅市融資資金利子補給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

利子補給の対象となる融資のうち、宅地取得資金、住宅取得資金、住宅整備資金および高齢者用共同住宅建設資金を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市融資資金利子補給条例の一部を改正する条例

青梅市融資資金利子補給条例（昭和45年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「と市民生活の安定向上」を削り、同条第9号から同条第12号までを削る。

第2条中第5号を削り、同条第6号中「青梅市中小企業共同施設等設備資金、」を「青梅市中小企業共同施設等設備資金および」に改め、「青梅市宅地取得資金、青梅市住宅取得資金、青梅市住宅整備資金および青梅市高齢者用共同住宅建設資金」を削り、同号を同条第5号とする。

第5条中第10号から第13号までを削る。

別表中

「

宅地取得資金	年10.00パーセント以内	契約利率から貸付利率を差	年5.50パーセント以内	20年以内	1年据置き元本均等19年以	1,400万円以内
住宅取得資金						1,000万円以内

住宅整備 資金		し引い た率			内の償 還	1,000万円 以内
高齢者用 共同住宅 建設資金	年 10.00 パ ーセント以 内	契約利 率から 貸付利 率を差 し引い た率	年 3.00 パ ーセント 以内	20年 以内	1年据 置き元 本均等 19年の 償還	1億円以 内

」

を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の青梅市融資資金利子補給条例の規定により、融資を受けている資金については、なお従前の例による。

青梅市融資資金利子補給条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市融資資金利子補給条例（昭和45年条例第15号）

改正後	現行	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）が金融機関に対し利子補給することにより、次の各号に掲げる者（以下「中小企業者等」という。）に対する低利の資金の融通を円滑にし、もって中小企業等の健全なる育成振興_____に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 金融機関 青梅市中小企業運転資金、青梅市中小企業設備資金、青梅市中小企業開発資金、青梅市中小企業工業誘導地区移転用地取得資金、青梅市中小企業工業誘導地区工場関連施設整備資金、青梅市公害防止施設資金、<u>青梅市中小企業共同施設等設備資金および市</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）が金融機関に対し利子補給することにより、次の各号に掲げる者（以下「中小企業者等」という。）に対する低利の資金の融通を円滑にし、もって中小企業等の健全なる育成振興<u>と市民生活の安定向上</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>土地および住宅を所有していない都民で、市内に自ら居住する住宅（1戸建てに限る。）を建設または購入することに伴い、宅地を取得しようとするもの</u></p> <p>(10) <u>住宅を所有していない都民で、市内に自ら居住する住宅を建設または購入しようとするもの</u></p> <p>(11) <u>市民で、自ら居住する住宅を増築、改築または模様替えしようとするもの</u></p> <p>(12) <u>市が借り上げて高齢者の住宅対策を行う高齢者用共同住宅を市内に建設しようとする者</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>宅地 住宅（その一部が事務所、店舗等のものを含む。）の用に供する土地をいう。</u></p> <p>(6) 金融機関 青梅市中小企業運転資金、青梅市中小企業設備資金、青梅市中小企業開発資金、青梅市中小企業工業誘導地区移転用地取得資金、青梅市中小企業工業誘導地区工場関連施設整備資金、青梅市公害防止施設資金、<u>青梅市中小企業共同施設等設備資金、</u>市</p>	

長が特に商工業対策上必要と認めて指定する資金

(以下「資金」という。)の融資について市と契約を締結した銀行その他の金融機関をいう。

(利子補給金の交付の年限)

第5条 市が利子補給金を交付する年限は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

別表 (第4条、第5条、第6条関係)

区分 種類	契約利率	利子補給 率	貸付利 率	償 還 期 間	償還方法	融資限度
略						

備考

1 および 2 略

長が特に商工業対策上必要と認めて指定する資金、青梅市宅地取得資金、青梅市住宅取得資金、青梅市住宅整備資金および青梅市高齢者用共同住宅建設資金 (以下「資金」という。)の融資について市と契約を締結した銀行その他の金融機関をいう。

(利子補給金の交付の年限)

第5条 市が利子補給金を交付する年限は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 青梅市宅地取得資金 金融機関が融資した日から20年以内

(11) 青梅市住宅取得資金 金融機関が融資した日から20年以内

(12) 青梅市住宅整備資金 金融機関が融資した日から20年以内

(13) 青梅市高齢者用共同住宅建設資金 金融機関が融資した日から20年以内

別表 (第4条、第5条、第6条関係)

区分 種類	契約利率	利子補給 率	貸付利 率	償 還 期 間	償還方法	融資限度
略						
宅地取得 資金	年10.00パーセント以内	契約利率から貸付利率を差し引いた率	年5.50パーセント以内	20年以内	1年据置き元本均等19年以内の償還	1,400万円以内
住宅取得 資金						1,000万円以内
住宅整備 資金						1,000万円以内
高齢者用 共同住宅 建設資金	年10.00パーセント以内	契約利率から貸付利率を差し引いた率	年3.00パーセント以内	20年以内	1年据置き元本均等19年以内の償還	1億円以内

備考

1 および 2 略

<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例施行の際、現にこの条例による改正前の青梅市融資資金利 子補給条例の規定により、融資を受けている資金については、なお従 前の例による。</u></p>		
--	--	--